

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
令和8年度鳥取県西部総合事務所が所管する公用車の車検及び定期点検委託業務 一式
- (2) 業務の仕様  
別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務の期間  
令和8年5月15日から令和9年3月19日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務を行うのに必要な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条の規定に基づく継続検査若しくは同法第48条の規定に基づく定期点検整備に必要な国土交通省の認証等を取得していること又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査を行う同項に規定する検査業者であること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」又は「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局  
〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課  
電話 0859-31-9672  
電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札説明書の入手方法  
令和8年4月6日（月）から同月13日（月）までの間にインターネットのホームページ鳥取県西部総合事務所（<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
  - ア 交付期間及び交付時間  
令和8年4月6日（月）から同月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
  - イ 交付場所  
(1)に同じ

(3) 郵便等による入札  
不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月22日(水) 午前11時 即時開札

イ 場所

〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所 第2会議室(1号館2階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年4月8日(水)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、ファクシミリ及び電話による質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「令和8年度鳥取県西部総合事務所が所管する公用車の車検及び定期点検業務」と記載すること。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問及び回答については、令和8年4月10日(金)にインターネットのホームページ鳥取県西部総合事務所(<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>)により、まとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和8年4月13日(月)午後5時までに4の(1)の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵便等の方法により提出する場合は、令和8年4月13日(月)午後5時までに必着とする。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(2)を証するもの(認定証の写し等)

(3) 2の(5)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式。以下「明細書写し」という。))ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料(県内市町村へ提出した設立届の写し(受理印が押印されたもの)等))(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

8 入札の資格審査について

(1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格者の有無を確認し、その結果を令和8年4月15日(水)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年4月17日(金)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県西部総合事務所長は、説明を求めた者に対して令和8年4月20日(月)午後5時までに書面等により回答する。

## 9 入札について

- (1) 入札は、紙入札によるものとし入札書は所定の様式（様式第4号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては入札書に記載された契約申込金額（消費税及び地方消費税を含む額）を契約金額とするので、入札者は仕様書において入札対象としている費用について入札書の区分に応じそれぞれ見積もった金額を記載して、その合計額を入札金額とすること。免税事業者にあつては、入札書の点検等の業務に要する費用（税抜）及び消費税及び地方消費税欄は空欄とし、消費税及び地方消費税相当額を含めた見積金額を点検等の業務に要する費用（税込）欄に記載すること。
- (3) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (4) 入札書は、業務の名称及び数量並びに入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。  
なお、2回目以降の入札では入札書のみを提出すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは当該箇所に押印しなければならない。ただし入札金額は訂正できない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第3号）を4の（4）の場所に提出しなければならない。  
なお、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (8) 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子」とすること。
- (9) 再度入札において前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。
- (10) 入札参加者は、辞退をおこなう際は以下の手続きによりおこなう。  
ア 入札書を提出するまでは、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。  
イ 入札に参加はするが、辞退する入札番号がある場合は、入札書の最右欄「入札金額（税込）欄」に「辞退」と記載し参加すること。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書この入札説明書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札参加資格確認書を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を本件公告の4の（1）の場所に提出していない代理人が行った入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (6) 本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札

- (7) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した者の入札
- (8) 入札金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 入札金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (11) 入札書の点検等の業務に要する費用（税込）の金額の合計額と入札金額が一致していない入札
- (12) 入札書の各内訳欄に無記入の欄がある入札（免税事業者による入札を除く。）
- (13) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (14) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (15) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 1 2 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

## 1 3 契約書作成の要否

要

## 1 4 手続における交渉の有無

無

## 1 5 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
  - なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
  - また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (6) 第三者への委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、第三者への委託をしてはならない。
  - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの第三者への委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
    - (ア) 第三者への委託の契約金額が本件業務に係る委託料総額の50パーセントを超える場合
    - (イ) 第三者へ委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (7) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。